

## 退職所得に係る住民税の計算方法等(令和4年1月1日以降適用)

退職所得については、他の所得と区別して退職手当等を支払う際、特別徴収することとなっています。  
 納入先は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、納税者が居住している区市町村です。  
 令和4年1月1日以降の退職所得に係る住民税の計算方法は、以下のとおりです。

### 1 住民税の計算方法

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職金の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別区民税額} \\ \hline \end{array} \\ \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職金の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特別区民税 6\%} \\ \hline \text{都民税 4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{都民税額} \\ \hline \end{array}$$

- ・ 1/2を乗じた時点で、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・ 特別区民税、都民税ともに、求められた金額から、100円未満の端数を切り捨てた額が税額となります。
- (※) 勤続年数5年以下の方で、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、2分の1にする措置は適用されません。

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の方の場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職金の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税 率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別区民税額} \\ \hline \end{array} \\ \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{退職金の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{特別区民税 6\%} \\ \hline \text{都民税 4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{都民税額} \\ \hline \end{array}$$

- ・ 法人役員等には、国会議員・地方議会議員・国家公務員・地方公務員が含まれます。
- ・ 退職所得の金額(退職金の額から退職所得控除額を減じた額)を1/2にしません。
- ・ 退職金の額から退職所得控除額を減じた時点で、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・ 特別区民税、都民税ともに、求められた金額から、100円未満の端数を切り捨てた額が税額となります。

### 2 退職所得控除額の計算

イ 勤続年数が20年以下の場合 …… 40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)

ロ 勤続年数が20年を超える場合 …… 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

- ・ 在職中に障害者に該当することとなったことにより退職する場合には、100万円を加算した金額が控除されます。

### 3 退職手当等の支払を受けるべき日

- ① 退職手当等の基因となった退職した日 (②の法人役員等の方を除く)
- ② 法人役員等の方は、株主総会その他正当な権限がある機関の議決を要するものは、その役員の退職後その議決があった日。ただし、株主総会等で支給金額が具体的に定められていない場合には、支給金額が具体的に定められた日。

### 計算例

勤続年数24年5か月で退職し、15,773,552円の退職手当等を受ける場合

○勤続年数は切り上げて「25年」になります。

○退職所得控除額の計算  
 800万円 + 70万円 × (25年 - 20年) = 11,500,000円

○退職所得の金額の計算  
 (15,773,552円 - 11,500,000円) × 1/2 = 2,136,776円 ⇒ 2,136,000円 (1,000円未満切捨て)

○税額の計算

	退職所得の金額	税率			
特別区民税	2,136,000円	× 6%	=	128,160円	⇒ 128,100円
都民税	2,136,000円	× 4%	=	85,440円	⇒ 85,400円

特別徴収する税額 (100円未満切捨て) ⇒

	特別区民税	128,100円
	都民税	85,400円